

同時発表：日野自動車

令和4年8月22日  
自動車局  
審査・リコール課

## 日野自動車の排出ガス・燃費試験の新たな不適切事案について

国土交通省は、8月2日の日野自動車株式会社からの型式指定に係る排出ガス・燃費性能試験における不正行為に係る報告を受け、8月3日以降、同社に対して立入検査を実施しています。

この立入検査の中で、日野自動車による新たな不適切事案を確認しました。

国土交通省としては、引き続き日野自動車に対する調査を実施し、その結果に基づき、厳正に対処して参ります。

## 1. 経緯

8月2日に日野自動車株式会社（以下「日野自動車」という。）から型式指定に係る排出ガス・燃費性能試験における不正行為に係る報告を受け、国土交通省は、報告内容の事実関係の確認等のため、同社に対して8月3日以降断続的に立入検査を実施しており、現在も継続中です。

立入検査の中で、現行生産のトラック・バス用エンジンに係る型式指定申請に係る試験において、8月2日の日野自動車からの報告にはなかった不適切行為を確認しました。

## 2. 不適切行為の概要

- 日野自動車は、現行生産のトラック・バス用エンジン全7機種に係る型式指定申請において、長距離耐久試験を行い算出した排出ガス劣化補正值を提出していた。
- 長距離耐久試験においては、一定の走行距離毎（小型エンジンの場合、5,000km、4万km、8万km）を走行した時点（測定ポイント）において、排出ガス測定を2回以上行い、その測定結果を用いて排出ガス劣化補正值を計算する必要がある。
- 日野自動車は、一部の測定ポイントで1回しか測定しておらず、また、排出ガス劣化補正值の計算の際に、各測定ポイントの測定結果を一つしか用いてなかった。
- 日野自動車は、規定の内容を十分理解していなかったことが原因と説明。

## 3. 国土交通省の対応

- 引き続き立入検査の中で、対象エンジンの基準適合性等の確認を行い、その結果を踏まえて厳正に対応する。

（問い合わせ先）

国土交通省自動車局審査・リコール課 是則、衣本

代表：03-5253-8111（内線 42302） 直通：03-5253-8595

FAX：03-5253-1640